第4章 計画の内容

基本目標I

男女共同参画の意識づくりと環境整備

施策の方向 I-1 男女共同参画意識の醸成

基本方針

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を目指します。

① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
1	男女共同参画広報紙 「みいな」等による広 報・啓発	市民等に向けた情報紙を発行し、男女共同参画の啓 発・情報提供を行います。	市民協働推進課
2	男女共同参画フォーラムの開催	市民一人一人の男女共同参画意識の高揚を図ることを目的にフォーラム等を開催します。	市民協働推進課
3	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、 セミナーを開催します。	市民協働推進課
4	男女共同参画社会に 関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民意識の現状を 把握するため、2~3年ごとに実施します。	市民協働推進課
5	市職員研修	男女共同参画についての認識を深めるため、職員を対象に研修会を実施します。	市民協働推進課総務課

施策の方向 I-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針

共働き世帯が増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を 前提とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。

本市では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、男女が互いの生き方を 認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを 実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組みます。

① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進

事業番号		事業の内容	担当課
6	家庭生活における ワーク・ライフ・バ ランスの啓発	従来の仕事優先の考え方や長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実 践を呼び掛けます。	市民協働推進課
7	「家庭の日」の推進	家族が一緒に過ごす時間を作るため、第3日曜日の「家庭の日」に合わせて交流事業を実施するとともに、PR活動を強化するなど啓発活動を推進し、家族の絆を深めるきっかけを作ります。	生涯学習課

② 子育てサービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
8	多様な保育ニーズに 対応した保育サービス	多様な働き方や家族構成に対応した保育サービス の充実等、子育て支援に取り組みます。	保育課
9	地域における子育て 支援	地域子育てサロンにおいて、子育て家庭への遊びの 場・交流の場の提供、相談・援助を行います。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)
10	子育て相談	家庭児童相談室等において、来所相談・電話相談・ 家庭訪問を行い、子育て家庭への育児支援を行いま す。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)
11	ファミリーサポート センター事業	安心して子育てができる環境を整備するため、会員 相互の援助活動によって子育てを支援します。	保育課
12	放課後児童対策	就労により保護者が家にいない児童を放課後や長 期休業期間等に保育し、子育てを支援します。	保育課

③ 介護サービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
13	介護保険制度の普及	介護予防等の観点から、介護保険制度のパンフレット送付や窓口での説明を行い制度周知に努めます。	高齢福祉課
14	高齢者総合相談支援	高齢者の様々な相談に対し、地域包括支援センターが窓口となり適切な機関や制度の利用につなげます。	高齢福祉課
15	サービス基盤の整備	地域での生活を継続できるよう、生活圏域を設定し、 圏域に合ったサービスの基盤を整備します。	高齢福祉課

施策の方向 I-3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

基本方針

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、 家庭や学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。 本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教 育、幼児教育や学校教育の場において、発達の段階に応じた教育を継続的に行っていきます。 また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施 します。

① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
16	教育講演会の開催	那須塩原市PTA連絡協議会と連携し、保護者を対象 とした家庭教育に関する講演会を実施します。	生涯学習課
17	家庭教育セミナーの 開催	家庭教育に関する学習機会の提供のため、セミナー を実施します。	生涯学習課
18	親学習プログラムの 活用	家庭教育について考える機会を提供するため、親学 習プログラムを活用します。	生涯学習課
19	家庭教育オピニオン リーダーの育成	家庭教育を支援する家庭教育オピニオンリーダー を育成するため、活動を支援します。	生涯学習課

② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
20	学校における人権教 育の充実	人権教育の充実のため、各校の人権教育主任を研修 会へ派遣します。また、人権教育に関する校内研修 会を積極的に実施します。	学校教育課
21	多様な進路選択の指導	社会的・職業的自立に向けた能力の育成を図るため、発達の段階に応じたキャリア育成に力を入れるとともに、キャリア教育・進路指導計画を充実します。また、マイ・チャレンジ社会体験活動を継続的に実施し、適切な職業観の育成に取り組みます。	学校教育課
22	教職員研修	教育の質の保障・向上のため、教職員の研修を実施します。	学校教育課

基本目標Ⅱ

男女の人権尊重と暴力の根絶

施策の方向 II - 1 人権意識の醸成

基本方針

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一性障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達の段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
23	 小学生への人権啓発 	小学校就学児童への人権啓発のため、「人権の花運 動」を実施します。	社会福祉課
24	人権相談	偏見や差別をなくすことと、差別や人権侵害の予防・早期解決を目的とし、人権相談窓口を定期的に 開設します。	社会福祉課

② 性の尊重に対する意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
25	セクシュアル・ハラ スメント防止のため の啓発	国が作成したチラシ等を活用し、セクシュアル・ハ ラスメント防止のための啓発に努めます。	市民協働推進課
26	性的指向や性同一性 障害に関する啓発・ 情報の提供	性的指向や性同一性障害への理解を深めるための 啓発に努めます。	市民協働推進課
27	相談機関の周知	DV被害者の早期発見を目的に相談機関等の周知に 努めます。	市民協働推進課
28	思春期保健指導	豊かな母性や父性を育むため、思春期にある中・高 校生を対象とした性に関する指導等を実施します。	健康増進課
29	メディア・リテラ シーの向上	情報モラルの重要性を認識し、児童生徒の道徳性を 向上させるため、情報教育を積極的に推進します。	学校教育課
30	有害環境の浄化	青少年の非行防止及び健全育成のため、立入調査や 市内巡回指導、白ポストによる有害図書の回収を実 施します。	生涯学習課

施策の方向Ⅱ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

基本方針

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。 また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の 安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。

① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

事業番号	事 業 名	事業の内容	担当課
31	DV防止のための啓 発	DVには多様な暴力の種類があり、重大な人権侵害 であることを認識させ、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課
32	中・高校生に対する DV防止のための啓 発	デートDVとはどのような行為なのかを中・高校生に 認識してもらい、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課

② 被害者の早期発見及び相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
33	民生委員・児童委員 など地域で活動して いる人たちとの連携	DV窓口を民生委員・児童委員など地域で活動している人たちをはじめ、広く市民に周知し、被害者の早期発見に努めます。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター) 社会福祉課
34	DVに関する相談支 援	DVなど様々な不安を抱え悩んでいる女性のため、 相談員を配置し、支援します。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)
35	DVに関する相談支 援	養護者による高齢者虐待の防止及び保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談・指導を行います。	高齢福祉課

③ 安全に配慮した支援体制の充実

事		事業の内容	担当課
30	DV被害者等の緊急 一時避難支援	DVが社会問題として顕著化する中で、多様化・複雑化してきたため、様々なケースに対応できるよう支援を強化します。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)
3	DV被害者の支援者 安全確保	DV被害者を支援する者の安全対策を図ります。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)

④ 被害者の自立に向けての支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
38	DV被害者の自立支 援体制の充実	保護命令を受けた父又は母に対し、児童扶養手当の 給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成しま す。	子育て支援課
39	DV被害者の自立支 援体制の充実	保護命令を受けた被害者及び一時保護を受けた被 害者の市営住宅の入居に配慮します。	都市整備課
40	DV被害者の自立支 援体制の充実	DV被害者に対し、関係機関と連携し、自立に向けた 支援を行います。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)

施策の方向Ⅱ-3 生涯を通じた男女の生活環境の整備

基本方針

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮して行くためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、男女が、心と身体の健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、 それぞれのライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護 予防及び生きがい対策の充実を図ります。

また、貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や栃木県との連携の下、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。

① 生涯を通じた心と身体の健康支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
41	自殺防止対策	カウンセリング事業、セルフチェックシステム、人 材育成事業を通じて、自殺の予防を推進します。	社会福祉課
42	がん検診の推進	20歳以上の女性及び40歳以上の男性に対し、がん 検診等を実施し、がんの早期発見・早期治療により 壮年期死亡の減少を図ります。	健康増進課
43	生活習慣病の予防	ライフステージに応じた適切な健康管理ができる よう、健康習慣の普及啓発や健康相談を行います。	健康増進課
44	妊産婦の支援	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査費助成、母親学 級等、妊婦が身体的・精神的・経済的に安心して出 産を迎えられるよう支援します。	健康増進課

45	母性父性育成支援	訪問指導等、子どもを持つ親が健全な母性や父性を 育み、地域のなかで安心して育児ができるよう支援 します。	健康増進課
46	乳幼児健康診査相談	乳幼児を対象に、健康診査・相談事業を実施することで、子どもの健やかな成長・発達を支援します。	健康増進課
47	文化の振興	地域に根ざした文化活動の推進・文化団体の育成支 援と人材育成、特色ある文化づくりを推進します。	生涯学習課
48	生涯スポーツの普及	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれの ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーショ ンに親しむ環境づくりを推進します。	スポーツ振興課

② 高齢期における生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
49	介護予防	高齢者が地域で可能な限り自立した生活を送れる よう、「住民運営の通いの場」の活動を支援します。	高齢福祉課
50	生きがいづくり	健康を保持し生きがいのある老後を構築するとともに、仲間づくりを目的とした事業を実施します。	生涯学習課

③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
51	生活困窮者に対する 相談体制の充実	生活保護に至る前の生活困窮世帯を対象に、自立相 談、家計相談を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
52	生活困窮者等の子ど もに対する学習支援 の実施	生活保護、準要保護世帯の中学生を対象に、市内10か所の公民館で学習支援事業を実施します。	社会福祉課
53	ひとり親家庭の自立 支援	ひとり親家庭の父又は母を対象とした自立支援給 付金事業を実施します。	子育て支援課 (子ども・子育て 総合センター)
54	ひとり親家庭の自立 支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の給付及び保険 診療自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
55	障害者の地域生活支 援	障害のある人が地域において、その心身状態や意思 に応じて自立した社会生活を営むことができるよ う支援します。	社会福祉課

基本目標Ⅲ

あらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向Ⅲ-1 地域活動における男女共同参画の促進

基本方針

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動支援センターを設置運営し、男女を問わず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また、地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

① 男女の地域社会活動への参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
56	生涯学習情報の提供	市民等へ向けて、生涯学習情報誌や案内の発行、市 ホームページやフェイスブックの更新により、情報 提供を行います。	生涯学習課
57	公民館事業	生涯学習社会の充実に向けて、学級・講座の開催等、 地域の特性を生かした施策を展開します。	生涯学習課
58	生涯学習出前講座 (行政編) (市民編)	行政編では職員等が市政に関する講座を提供し、市 民編では生涯学習ボランティアが学習提供します。	生涯学習課
59	市民大学講座	市民へ学習活動の支援や多様な学習に関する情報 及び機会の提供を行います。	生涯学習課
60	勤労青少年ホーム	中小企業で働く青少年の福祉増進と健全育成を図るため、文化教養・スポーツ等の講座を開催します。	商工観光課

② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
61	協働のまちづくり推 進協議会の運営	市民自らが参加する協働のまちづくりを推進する ため、協働のまちづくり推進協議会の運営を支援します。	市民協働推進課
62	市民提案型協働のま ちづくりへの支援	魅力ある地域社会を実現するため、市民活動団体が 提案する公益性の高い活動へ補助金を交付します。	市民協働推進課
63	コミュニティ設立支援	地域の活性化のため、コミュニティ未設置地区にお けるコミュニティの新設等を支援します。	市民協働推進課

64	市民活動支援センターの設置運営	市民活動に関する情報収集や相談業務、学習機会を 提供するため市民活動支援センターの設置運営を 行います。	市民協働推進課
65	市長との懇談会の実施	市民の声を市政に反映し、開かれた市政を実現するため、市民を対象に市長との懇談会を実施します。	シティプロモー ション課
66	自主防災組織育成支 援	災害に強いまちづくりを推進するため、自治会を単 位とする自主防災組織の結成を支援します。	総務課
67	地域自主防犯活動支 援	犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯活動を 自主的に実践する地域団体を支援します。	生活課
68	コミュニティ活動支援	コミュニティによるまちづくり推進のため、コミュ ニティへ活動補助金の交付や研修会等を行います。	生涯学習課

施策の方向Ⅲ-2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

基本方針

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画して行くことが求められています。本市では、男女共同参画の視点を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働き掛けていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を進めます。

① 審議会等への男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
69	審議会等の男女比率 の改善	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審 議会等の男女比率に偏りがないよう働き掛けます。	市民協働推進課
70	女性の人材登録	各種審議会等の女性委員の登用を促進するため、女 性の人材登録及び活用を進めます。	市民協働推進課
71	市女性職員の方針決 定過程への参画	女性管理職としての人材育成のため、引き続き主査 以上の女性職員を自治大学校の研修に派遣します。	総務課

② 男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
72	リーダーの育成	男女共同参画の視点に立ちながら活躍する人材を育成するため、研修会等への参加を支援します。	市民協働推進課
73	団体の育成・支援	男女共同参画を推進する団体を育成し、活動を支援します。	市民協働推進課

施策の方向Ⅲ-3 就労の場における女性の活躍推進

基本方針

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組の推進に向けて、啓発を行います。 さらに、女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方が実現できる環境づくりに取り組みます。

① 職場における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
74	男女共同参画推進事 業者表彰	仕事と生活の両立支援や男女が共に働きやすい職 場環境に取り組む事業者を表彰します。	市民協働推進課
75	労働に関する法律・ 制度等の普及	労働に関する法律・制度等の普及のため、パンフ レットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
76	労働相談機関の周知	関係機関が開催している労働相談等の情報をホームページや広報誌を活用して周知します。	商工観光課
77	商工業等の分野にお ける男女共同参画の 推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、 女性の参画を推進します。	商工観光課
78	就労・職業能力開発 支援に関する情報提 供	就労・職業能力開発支援に関する情報提供を行うため、パンフレットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
79	創業支援	創業支援塾開催への補助や創業支援資金の融資等、 商工会や金融機関と連携し、創業希望者を支援しま す。	商工観光課
80	農業・農村男女共同 参画の推進	農村女性の地位向上・経営参画のため、女性認定農 業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
81	家族経営協定締結の 推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな 農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結 を推進します。	農業委員会
82	各種ハラスメント防 止のための啓発	各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、 モラハラ等)の防止など、男女とも働きやすい職場 環境の整備に向けて、啓発を行います。	市民協働推進課

83	パワー・ハラスメン ト防止のための啓発	パワー・ハラスメント防止のため、パンフレットの 設置やポスターを掲示し、啓発を行います。	商工観光課
84	市職員へのワーク・ ライフ・バランスの 啓発	市職員へのワーク·ライフ·バランス啓発のため、研 修を実施します。	市民協働推進課
85	職場におけるワー ク・ライフ・バラン スの啓発	職場におけるワーク・ライフ・バランス啓発のため、 パンフレットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
86	市役所におけるワー ク・ライフ・バラン スの推進	市職員が仕事と家庭生活との両立ができるよう職 場全体で支援する環境整備を推進します。	総務課

② 女性の再就職に対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
87	女性の再就職支援に 関する情報提供	ハローワーク大田原が実施しているマザーズコーナー等の実施事業に関する情報提供を行うことで、 子育て女性への再就職を支援します。	市民協働推進課
再掲	就労・職業能力開発 支援に関する情報提 供	就労・職業能力開発支援に関する情報提供を行うため、パンフレットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
再掲	創業支援事業	創業支援塾開催への補助や創業支援資金の融資等、 商工会や金融機関と連携し、創業希望者を支援しま す。	商工観光課

③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
再掲	商工業等の分野にお ける男女共同参画の 推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、 女性の参画を推進します。	商工観光課
再掲	農業・農村男女共同 参画の推進	農村女性の地位向上・経営参画のため、女性認定農 業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
再掲	家族経営協定締結の 推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな 農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結 を推進します。	農業委員会

第5章 計画の推進

1 推進体制の充実

本計画に関する施策を着実に推進するため、次のとおり取り組みます。

男女共同参画推進本部

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、庁内関係部局が連携を図りながら、全庁を挙げて本計画の推進に取り組みます。

男女共同参画審議会

市長の諮問機関である男女共同参画審議会に対し、行動計画の策定又は変更、施策の実施状況や重要事項について、必要に応じて意見や提言を求めます。

関係機関、団体等との連携

本計画の推進のため、国、栃木県、近隣市町、事業者、民間団体等との連携強化を進め、協力して 課題解決に取り組みます。

2 計画の進行管理の強化

本計画の確実な実行のため、次のとおり定期的な状況把握を行います。

進行管理と公表

本計画の進捗状況を確認するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、 点検評価し、これを公表します。

計画の見直し

社会情勢の変化や各種施策の実施状況や効果を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

調査研究等

男女共同参画に関する意識調査を定期的に実施し、男女共同参画社会の形成状況を調査研究して行きます。

情報収集と提供

国、栃木県、企業等の情報を収集し、男女共同参画広報紙等で市民に提供します。

3 計画が目指す目標値

		目標設定指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)	担当課	
	施策	の方向 I -1 男女共同参画意識の醸成				
	1	男女共同参画の視点に基づく啓発の推進				
		男は仕事、女は家庭といった性別による 役割を固定する考えを持つ人の割合	7.7%	3.5% (以下)	市民協働推進課	
基	1	男女共同参画広報紙「みいな」の認知度	30.5%	33.5%	市民協働推進課	
本目	施策	の方向 I -2 ワーク・ライフ・バランスの	推進			
標	1	家庭生活におけるよりよいパートナーシッ	プの推進			
I		家庭生活において男女の地位が平等に なっていると感じる人の割合	30.6%	37.0%	市民協働推進課	
男女	6	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っ ている人の割合	24.4%	33.5%	市民協働推進課	
共同	7	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェ スタ』の来場者数	350人	500人	生涯学習課	
参	② 子育てサービス・支援の充実					
画	11	ファミリーサポートセンター活動件数	1,042件	1,400件	保育課	
の	12	放課後児童クラブの児童数	1,507人	1,830人	保育課	
意	③ 介護サービス・支援の充実					
識づ	14	地域包括支援センター相談件数	19,301件	20,000件	高齢福祉課	
<i>-</i>	施策の方向 I -3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進					
b b	1	家庭における男女共同参画を推進する教育	育・学習の充実			
کے	18	親学習プログラム活用事業の実施回数	28回	30回	生涯学習課	
環	19	家庭教育オピニオンリーダー会員数	33人	43人	生涯学習課	
境	2	学校における男女共同参画を推進する教育	す・学習の充実			
整備		学校における男女の地位が平等になって いると感じる割合	62.6%	68.0%	市民協働推進課	
	20	人権教育ワークショップ等に参加した教 員・保護者・児童生徒の数	411人	560人	学校教育課	
	22	市要請訪問や県人権教育支援訪問等を活 用した人権研修を実施した学校数	15校	20校	学校教育課	

^{*}目標設定指標欄に記載の番号は、「第4章 計画の内容」に記載されている『事業番号』です。 なお、番号が空欄の指標は、市民意識調査からの目標設定指標です。

		目標設定指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)	担当課	
	施策	の方向Ⅱ-1 人権意識の醸成				
	1	男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進				
		社会全体の中で男女の地位が平等になっ ていると感じる人の割合	16.5%	23.0%	市民協働推進課	
	2	性の尊重に対する意識啓発の推進				
		暴力について「どこ(誰)に相談してよ いのか分からない」と答えた人の割合	17.8%	12.0% (以下)	市民協働推進課	
基本	28	思春期保健事業(性に関する指導等)の 実施中学校数	全校実施	全校実施	健康増進課	
	施策	方向Ⅱ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶				
標	1	暴力の未然防止・再発防止のための取組の	推進			
П	31	夫婦間における「平手で打つ」を暴力と して認識する人の割合	68.8%	100.0%	市民協働推進課	
男	2	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実				
女 の	34	DV相談件数	55件	80件	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	
人	④ 被害者の自立に向けての支援の充実					
権尊	40	DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	2人	3人	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	
重、	施策の方向Ⅱ-3 生涯を通じた男女の生活環境の整備					
と	① 生涯を通じた心と身体の健康支援					
暴力	42	大腸がん検診受診率	41.1%	50.0%	健康増進課	
の 根	45	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合(1歳6か月児健康診査)	57.4%	60.5%	健康増進課	
絶	2	高齢期における生活環境の整備				
	49	介護予防のための「住民運営の通いの場」 の数	0箇所	40箇所	高齢福祉課	
	③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備					
	53	ひとり親家庭の自立支援のための高等職 業訓練促進給付金の新規申請者数	4人	8人	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	
	55	障害のある人の地域生活支援のための介 護給付サービス利用者の割合	10.6%	12.0%	社会福祉課	

^{*}目標設定指標欄に記載の番号は、「第4章 計画の内容」に記載されている『事業番号』です。 なお、番号が空欄の指標は、市民意識調査からの目標設定指標です。

		目標設定指標	基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)	担当課	
	施策の方向Ⅲ−1 地域活動における男女共同参画の推進					
	1	男女の地域社会活動への参画の促進				
		地域・社会活動に参加していない人の割合	39.8%	34.0% (以下)	市民協働推進課	
基本	58	生涯学習出前講座利用件数(行政編) // (市民編)	174件 11件	200件 20件	生涯学習課	
	59	市民大学講座受講者数【延べ】	575人	人008	生涯学習課	
標Ⅲ	60	中小企業で働く青少年の福祉増進と健全 育成のための「講座開催数」及び「延べ 受講者数」	26講座 1,392人	30講座 1,500人	商工観光課	
あ	2	防災やまちづくり等における男女共同参画	回の推進			
5	66	自主防災組織の世帯カバー率	72.7%	95%	総務課	
ゆる	67	自主防犯団体新規補助件数【累計】	0件	6件	生活課	
分	大笠の大力 の ひ笠 大弘法ウ治犯人の大腿の名面状法					
野	① 審議会等への男女共同参画の推進					
^	69	審議会等における女性委員の割合	33.0%	40.0%	市民協働推進課	
の 施策の方向Ⅲ-3 就労の場における女性の活躍推進						
男女	1	職場における男女共同参画の推進				
共		職場において男女の地位が平等になって いると感じる人の割合	24.7%	30.0%	市民協働推進課	
同参画の	79	創業支援資金融資件数 チャレンジショップ補助件数 創業支援塾開催回数 創業支援塾受講者数	12件 2件 18回 28人	15件 5件 20回 30人	商工観光課	
推	81	家族経営協定締結件数【累計】	270件	345件	農業委員会	
進	86	市職員一人当たりの一月平均時間外勤務 数	20.3時間	15時間 以内	総務課	
	3	商工業及び農業等に従事する女性の経営^	への参画促進			
	80	女性認定農業者数 女性農業士数	35人 6人	40人 7人	農務畜産課	

^{*}目標設定指標欄に記載の番号は、「第4章 計画の内容」に記載されている『事業番号』です。 なお、番号が空欄の指標は、市民意識調査からの目標設定指標です。

用語解説(五十音順)

五十音	用語	解就
え	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代が谷となり、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
お	親学習プログラム	子どもへの理解や接し方、親子のコミュニケーション等、家庭 教育に必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピ ソードやワークを通して話し合いながら主体的に学ぶ、参加型の 学習プログラムです。
か	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに 基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境 等について取り決める協定のことです。
	家庭教育オピニオン リーダー	家庭教育の指導者として、栃木県教育委員会主催の研修を受講し、地域での子育て支援活動を行っている方をいいます。市内では黒磯地区「たんぽぽの会」、西那須野地区「よもぎの会」、塩原地区「四季の会」の3つの団体が活動しています。
	家庭の日	青少年の健全な育成において、家庭の果たす役割は重要である ため、栃木県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の 教育力の向上を目指しています。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力 や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。 キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分 らしい生き方を実現していく過程のことです。
U	市民活動支援センター	市民活動団体が自由に会合や作業に利用できる場として、また、市民活動に関する情報収集・提供や相談業務、学習機会の提供、各種団体の連携事業の企画立案などを実施する拠点として、設置を目指しているものです。
	女性の職業生活にお ける活躍の推進に関 する法律 (女性活躍推 進法)	女性が、職業生活において、その希望に応じて、十分に能力を 発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女 性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公 表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公 共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業等) に義務付けられました。
	女性農業士	模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男 女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定 しています。

せ	性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。
	性同一性障害	性同一性障害(性別違和)は、生物学的性別(身体の性別)と、 心理的性別(心の性)との間に食い違いが生じ、性の同一性を欠いた状態をいいます。 この障害を抱える人々は、自分の体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされていることが指摘されています。
	性別に基づく固定的 な役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	セクシュアル・ハラス メント	「セクハラ」とも呼ばれ、相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的嫌がらせ行為をいいます。職場においては、性的言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。
た	第一次産業	農業、林業、漁業
	第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業
	第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、輸送業、郵便業、 卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業・物品賃貸業、学術 研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関 連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サー ビス業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類 されるものを除く。)
	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園 等を利用できない状態にある児童のことをいいます。
	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男 女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。
	男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を運動期間とし、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、国が主唱して平成13年度から実施しています。

ち	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、相互に 連携しながら、地域高齢者の保健・福祉・医療の向上のための総 合的な支援をする機関です。 本市では8か所設置されています。	
τ	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(借りたお金を返さない等)、社会的暴力(異性とのメールや電話を禁止したり、異性のメールアドレスを消去したりする等)のことです。	
ح	ドメスティック・バイ オレンス(DV)	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある者又はあった者からの暴力をいいます。広義では女性や子ども、高齢者や障害のある人など家庭内の弱者への家庭内暴力を指します。 暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さない等)、社会的暴力(携帯電話の内容を勝手に見る等)など様々な形があります。家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい傾向があります。	
ΙC	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの経営を改善するため に「農業経営改善計画」を作成・申請し、市町村から認定を受け た農業経営者のことをいいます。	
は	パワー・ハラスメント	「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されており、主に職場のいじめ・いやがらせとして使用されます。また、上司から部下に行われるものだけではなく、先輩・後輩間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。	
<i>ين</i>	ファミリーサポート センター	地域において、病後児の預かりや緊急時の預かりなど、援助を 行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う事業で す。市が設置運営を行います。	
ほ	放課後児童クラブ	昼間保護者のいない小学生を対象に、放課後、生活や遊びの指導等を行うものです。設置されている場所は、学校の余裕教室、 児童館、公民館など、地域によって様々です。	
	保護命令	DV加害者から被害者に対する身体などへの暴力を防ぐため、 裁判所が加害者に対し、被害者に近寄らないよう命じる決定です。 配偶者などから暴行罪又は傷害罪に当たるような暴行を受け たこと、又は生命・身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたこ とがあり、今後、配偶者からの身体に対する暴力によりその生命 身体に危害を受けるおそれが大きいときに、その被害者は保護命 令の申立てができます。	

ま	マタニティ・ハラスメ ント	「マタハラ」とも呼ばれ、働く女性が妊娠・出産、育児休業等 を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取 扱いを受けることをいいます。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。なお、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
න්	メディア・リテラシー	媒体 (メディア) の情報を主体的に読み解く能力、媒体 (メディア) に接続 (アクセス) し、活用する能力、媒体 (メディア) を通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
5	ライフスタイル	生活様式や営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた 個人の生き方のことをいいます。
	ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。
ろ	労働力率	15歳以上人口に占める、労働力人口(就業者+完全失業者)の割合のことをいいます。
わ	ワーク・ライフ・バラ ンス	仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期(子どもの育児や教育の時期)、中高年期(概ね45歳以上)といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

≪附属資料≫

1 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画策定経過

日 付	内容
平成27年10月15日~ 10月31日	男女共同参画社会に関する意識調査実施 (1)調査地域 市内全域 (2)調査対象 20歳以上の男女 (3)標本数 2,000人(男女各1,000人) (4)抽出方法 住民基本台帳に基づき性別・年代別・地区別無作為抽出 (5)調査方法 郵送配布・郵送回収(礼状兼督促状1回送付) (6)回収結果 有効回答数855件(回収率42.8%)
平成28年2月3日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会 ・男女共同参画社会に関する意識調査結果について
平成28年2月17日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画社会に関する意識調査結果について
平成28年3月15日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について(諮問) ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について ・男女共同参画社会に関する意識調査結果について
平成28年6月17日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
平成28年6月29日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
平成28年7月11日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の現状と課題について
平成28年8月22日	那須塩原市男女共同参画推進本部策定部会 ・第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の現状と課題について ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の構成等について
平成28年9月8日	那須塩原市男女共同参画推進本部策定部会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
平成28年9月16日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
平成28年9月28日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
平成28年10月4日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
平成28年10月20日~ 11月18日	パブリック・コメント実施
平成28年11月4日	栃木県男女共同参画地域推進員那須塩原市連絡会と素案についての意見交換
平成28年12月22日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画(案)について
平成28年12月22日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第3次那須塩原市男女共同参画行動計画について(答申)

2 男女共同参画社会基本法

(平成11年7月16日法律第78号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上 で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か ち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分 に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、 緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び

文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の 対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決 定に共同して参画する機会が確保されることを旨と して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について 家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当 該活動以外の活動を行うことができるようにするこ とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に 行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同 参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同 じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女

共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上 の措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会 の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての報告を提出しな ければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関す る基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定め なければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴い て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決 定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に ついて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案 して、当該都道府県の区域における男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての基本的な計 画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を 定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講

ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男 女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に ついての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会 の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形 成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情 の処理のために必要な措置及び性別による差別的取 扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要 因によって人権が侵害された場合における被害者の 救済を図るために必要な措置を講じなければならな

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項 に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係 各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施 策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査 し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の 総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方 の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の 四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年 とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために 必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対 し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、 意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが できる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要 があると認めるときは、前項に規定する者以外の者 に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織 及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項 は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第 七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行す る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、 第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)
- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に 掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その 他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の 任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満 了する。
 - 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に 法律で定める。

> 附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六 十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条一第二十五条)

第五章 雜則 (第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業 生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能 力を十分に発揮して職業生活において活躍すること (以下「女性の職業生活における活躍」という。) が 一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社 会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念 にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に ついて、その基本原則を定め、並びに国、地方公共 団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基 本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生 活における活躍を推進するための支援措置等につい て定めることにより、女性の職業生活における活躍 を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊 重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需 要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応でき る豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。 (基本原則)
- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業 生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏ま え、自らの意思によって職業生活を営み、又は営も うとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種 及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会 の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別に よる固定的な役割分担等を反映した職場における慣 行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影 響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できる ようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活 を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他 の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職する ことが多いことその他の家庭生活に関する事由が職

業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の 意思が尊重されるべきものであることに留意されな ければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活 に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職 業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 その他の女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は 地方公共団体が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基 本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に

関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活に おける活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなけれ ばならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を総合的かつ効果的に実施することができる よう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一 般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特 定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」 と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行 動計画策定指針 | という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる 事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの を定めるものとする。
 - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が

実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における方躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動 計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で 定めるところにより、これを公表しなければならな
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動 計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主 行動計画に定められた目標を達成するよう努めなけ ればならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即 して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で 定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう 努めなければならない。これを変更したときも、同 様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般 事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合 について、第四項から第六項までの規定は前項に規 定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又 は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規 定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、 厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に ついて、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主 (次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品 等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付して はならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各 号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取 り消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主 (一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規 定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同 項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に 従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると

- ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定 による届出があった場合について、同法第五条の三 第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四 十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、 第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の 規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に 従事する者について、同法第四十条の規定は同項の 規定による届出をして労働者の募集に従事する者に 対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及 び第四項の規定はこの項において準用する同条第二 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準 用する。この場合において、同法第三十七条第二項 中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募 集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は 期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 二項の相談及び援助の実施状況について報告を求め ることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定 により一般事業主行動計画を策定しようとする一般 事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業 主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者へ の周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づ く措置が円滑に実施されるように相談その他の援助 の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下 この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させ るための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主 行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなけれ ばならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組 を実施するとともに、特定事業主行動計画に定めら れた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)

- 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、そ の事業における女性の職業生活における活躍に関す る情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働 省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は 営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事 業における女性の職業生活における活躍に関する情 報を定期的に公表するよう努めなければならない。 (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)
- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところに より、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職 業選択に資するよう、その事務及び事業における女

性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に 公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進 するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものと する。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を 営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の 関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の 情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務 の一部を、その事務を適切に実施することができる ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委 託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又 は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (財政上の措置等)
- 第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する地方公共団体の施策を支援するために必要 な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるも のとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公 庫その他の特別の法律によって設立された法人で あって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の 調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定 一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に 関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次 項において「認定一般事業主等」という。)の受注の 機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

(協議会)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活 における活躍の推進について、国民の関心と理解を 深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発 活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の

職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体 の区域内において第十八条第三項の規定による事務 の委託がされている場合には、当該委託を受けた者 を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認め るときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加 えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、 内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな ければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の 事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会 の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (協議会の定める事項)
- 第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し 必要があると認めるときは、第八条第一項に規定す る一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指 導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定 する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定める ところにより、その一部を都道府県労働局長に委任 することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律 の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安 定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命 令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六 月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第 三十七条第二項の規定による指示に従わなかった 者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第 三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三 十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第 五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第 五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して 答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又 は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処 する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第三章 (第七条を除く。)、第五章 (第二十八条を除 く。)及び第六章 (第三十条を除く。)の規定並びに 附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施 行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、 その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同

条に係る罰則を含む。) は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用 については、この法律は、第一項の規定にかかわら ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政

令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 那須塩原市男女共同参画推進条例

平成19年3月26日 条例第10号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 基本的施策 (第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等(第 18条一第20条)

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会(第21条)

第5章 補則(第22条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。特に男女共同参画社会基本法においては、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市においても、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、今もなお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、 真の男女平等や男女共同参画社会の実現には多くの課 題が残されている。

だれもが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現は、私たち市民の切なる願いであるが、そうした社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要である。

このような認識に立ち、市は、市、市民及び事業者が相互に協力連携して、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が、自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、

その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を 明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関す る基本的な事項を定めることにより、男女共同参画 を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画 社会の実現に寄与することを目的とする。

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
 - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいう。
 - (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

(定義)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念 として推進されなければならない。
 - (1) 男女が個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性 別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個 人として能力を発揮する機会が確保されること、 男女間における暴力が根絶されることその他の男 女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解 を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわ たり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の 取組と密接に関係していることから、国際社会の 動向を踏まえながら行うこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同 参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実 施する責務を有する。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、 事業者、県、国等と連携しつつ、率先してこれに取 り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、 それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的か つ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共 同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなけ ればならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策 定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な施策を講ずるとともに、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、 これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第8条 市は、男女共同参画の推進についての意識の 啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等におけ る広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人 材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他 の必要な施策を講ずるものとする。

(活動の支援)

- 第10条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。(教育の分野における施策)
- 第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家族経営的な農林業、商工業等の分野における施策)

第12条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野で、家族全員がそれぞれの能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

- 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に 当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密 に連携し、協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

- 第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に 関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす と認められる施策について、意見の申出があったと きは、適切に対応するよう努めるものとする。
- 2 市長は、前項の申出があった場合において、必要 と認めるときは、那須塩原市男女共同参画審議会の 意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

- 第15条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任 命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ず るよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況について、報告書を作成し、これを 公表するものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等 (性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社

- 会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会の あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメン トを行ってはならない。
- 3 何人も、男女間において、身体的又は精神的な苦 痛を与える暴力的行為を行ってはならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により 権利を侵害する行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第19条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その 他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相 談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に 対応するよう努めるものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす 影響を考慮し、その情報において、性別による固定 的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、 若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行 わないよう努めなければならない。

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第21条 市に那須塩原市男女共同参画審議会(以下こ

- の条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を つかさどる。
- (1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について 調査し、及び審議し、必要と認める事項について、 市長に意見を述べること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策 の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に 意見を述べること。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合に おいて、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10 分の4未満とならないものとする。
- 4 委員は、市民、関係機関の職員、事業者、学識経 験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

第5章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

5 那須塩原市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年3月30日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市男女共同参画推進条例(平成19年那須塩原市条例第10号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出者)

- 第2条 条例第14条第1項の意見の申出(以下「意見の申出」という。)を行うことができるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(申出の方法)

第3条 意見の申出は、意見申出書(別記様式)を市 長に提出して行うものとする。

(条例第14条第2項の意見を聴かない申出)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項 に係る意見の申出については、那須塩原市男女共同 参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴か ないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所に係属し、又は行政庁に対し審査請求が されている事項
- (3) 住民監査請求又は議会に対する請願若しくは陳 情が行われている事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でない と認める事項

(申出者への通知)

第5条 市長は、意見の申出への対応を決定したとき は、その内容を当該申出を行ったものに通知するも のとする。

(審議会の会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選 によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長 となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ 開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- 第8条 審議会は、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長がこれを指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第2項及び前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係

人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又 は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、男女共同参画推進担当課に おいて処理する。

(審議会の運営)

第11条 第6条から前条に定めるもののほか、審議会 の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮っ て定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、 別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

6 那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間:平成27年4月1日~平成29年3月31日

No.	選	任区分	推薦機関・団体等	氏 名	備考
1	一学識経験者		宇都宮大学教育学部	陣内 雄次	
2	子畝莊既白		宇都宮共和大学	笹川 陽子	
3		労働行政	黒磯公共職業安定所	樋山 則男	
4	関係機関	学校教育	小中学校長会	益子ゆかり	
5		保健行政	県北健康福祉センター	高橋 良子	H28.4.1~
6		人権	人権擁護委員	大貫 憲子	
7		曲光曰什	那須野農業協同組合	渡辺 康則	
8		農業団体	市農村生活研究グループ協議会	蟹江ひろ子	
9		商工団体	西那須野商工会	菊地あけみ	
10		岡上凹冲	黒磯那須青年会議所	月江正太郎	
11		事業者	カゴメ(株)那須工場	島田 篤	
12	関係分野	労働団体	連合栃木那須地域協議会	大畠 明人	
13		地域活動	市自治会長連絡協議会	菊地 正治	
14		地域伯凱	市協働のまちづくり推進協議会	児玉 幸弘	
15		家庭教育	市PTA連絡協議会	藤田かほる	H28.4.1~
16		保育福祉	NPO法人キッズシェルター	森田野百合	
17		男女共同参画	輝きネットなすしおばら	柳場美枝子	H28.4.1~
18		男女共同参画	県男女共同参画地域推進員市連絡会	室井 正樹	
19	八古		公募委員	臼井 優子	
20	公募		公募委員	加藤 任	

7 那須塩原市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年6月29日 訓第1号

(設置)

第1条 男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進 を図るため、那須塩原市男女共同参画推進本部(以 下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 男女共同参画行政に関する諸施策の推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画行政の推進に伴う企画及び調整に関すること。
 - (3) 男女共同参画行政の推進に必要な調査研究に関すること。
 - (4) その他男女共同参画社会づくりに関し、重要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市 長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。 ただし、本部長は、必要があると認める場合は、本 部員としてその他の職員を指名することができる。 (会議)
- 第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 2 本部長は、本部の会議の議長となる。 (幹事会)
- 第5条 本部の会議に付議する事案について協議及び 調整を行うとともに、本部の決定した施策の推進に 関し必要な事項を処理するため、本部に幹事会を置 く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は企画部長をもって充て、副幹事長は市民 協働推進課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、本部長の承認を得て幹事会を招集する とともに、幹事会の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じ、幹事としてその他の職員を指名することができる。

(部会)

第6条 幹事長は、幹事会に付議すべき事項について 調査研究し、必要な連絡調整を行うため、必要に応 じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会は、幹事長が招集し、副幹事長がその議長と なる。
- 4 幹事長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び部会に関する庶務は、企画 部市民協働推進課において処理する。

(その他)

- 第8条 この訓に定めるもののほか、本部及び幹事会 の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 附 則
 - この訓は、平成17年6月29日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成23年1月6日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
 - この訓は、平成27年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

巤 名

教育長、企画部長、総務部長、生活環境部長、保健 福祉部長、子ども未来部長、産業観光部長、建設部 長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、選挙 管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、支所長、 会計管理者

別表第2 (第5条関係)

部 局 名	職名
企画部	企画政策課長
総務部	総務課長、財政課長
生活環境部	環境管理課長
保健福祉部	社会福祉課長
子ども未来部	子育て支援課長
産業観光部	農務畜産課長
建設部	都市計画課長
上下水道部	水道課長
教育委員会事務局	教育総務課長
西那須野支所	総務税務課長
塩原支所	総務福祉課長

8 那須塩原市男女共同参画推進本部の構成

【本部】

No.	職名	備考
1	市長	本部長
2	副市長	副本部長
3	教育長	
4	企画部長	
5	総務部長	
6	生活環境部長	
7	保健福祉部長	
8	子ども未来部長	
9	産業観光部長	
10	建設部長	
11	上下水道部長	
12	教育部長	
13	議会事務局長	
14	選挙管理委員会事務局長	
15	農業委員会事務局長	
16	西那須野支所長	
17	塩原支所長	
18	会計管理者	

【幹事会】

No.	部局名	職名	備考
1		企画部長	幹事長
2	企画部	市民協働推進課長	副幹事長
3		企画政策課長	
4	総務部	総務課長	
5	形心小好日月	財政課長	
6	生活環境部	環境管理課長	
7	保健福祉部	社会福祉課長	
8	子ども未来部	子育て支援課長	
9	産業観光部	農務畜産課長	
10	建設部	都市計画課長	
11	上下水道部	水道課長	
12	教育委員会事務局	教育総務課長	
13	西那須野支所	総務税務課長	
14	塩原支所	総務福祉課長	

【部会】

No.	部局名	課・室名	係 名	役 職
1	企画部	シティプロモーション課	広報広聴係	係長
2		協働のまちづくり室	市民協働担当	主査 (係長級)
3	総務部	総務課	人事研修係	主事
4		危機対策・放射能対策室	危機対策担当	主任
5	生活環境部	生活課	生活安全係	課長補佐兼係長
6	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係	係長
7			障害福祉係	係長
8		高齢福祉課	高齢福祉係	主査
9			地域支援係	主任
10		健康増進課	健康増進係	主査
11	子ども未来部	子育て支援課	給付係	主任
12		子ども・子育て総合センター		主査
13		保育課	保育係	主査
14			児童係	主任
15	産業観光部	農務畜産課	農業振興係	主査
16		商工観光課	商工係	課長補佐兼係長
17	建設部	都市整備課	住宅係	主査
18	教育部	学校教育課	学校指導係	副主幹
19			児童生徒係(児童生徒サポートセンター)	係長
20		生涯学習課	生涯学習係	主事
21			青少年係	主査
22		スポーツ振興課	スポーツ振興係	係長
23	3 農業委員会事務局		農政係	主任

第 3 次那須塩原市男女共同参画行動計画 平成 29 年 3 月

那須塩原市 企画部 市民協働推進課 〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2 電話 0287-62-7019 FAX 0287-62-7220 E-mail kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp